

第10回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月8日(木) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一

2番 関 俊光

3番 藍野 道郎

4番 松崎 秋夫

5番 池田 誠

6番 織本 幸一

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

9番 久我 久

10番 三枝 正直

11番 鈴木 茂雄

12番 鈴木 博善

13番 古川 久芳

4 欠席委員(0名)

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和2年度第7次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)について

その他

(開会 午後2時58分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和2年第10回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますこと
をご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長
をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号6番 織本委員、議席番号9番 久我委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題
といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 番号1、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業
経営規模拡大の為です。申請土地、若山字下梶井戸、地目田、〇〇〇㎡、
外8筆、9筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号
1です。

番号2、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業
経営規模拡大の為です。申請土地、若山字柳町、地目田、〇〇〇㎡、外
2筆、3筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号1
です。

番号3、譲渡人理由は、健康上の理由により耕作出来ない為、譲受人理
由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。権利内容、売買による所有
権移転、申請土地、新田字山崎、地目田、〇〇〇㎡、図面番号2です。

番号4、譲渡人理由は、離農の為。譲受人理由は、所有農地に隣接し耕
作に便利な為です。申請土地、新田字山崎、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、

売買による所有権移転、図面番号2です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、山田字向清水尻、地目田、〇〇〇㎡、外1筆、2筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。本件は当初、水稻を耕作するものとして営農計画書が提出されておりましたが、現地確認したところ、申請地は隣接市道より一段低い土地にあり、市道を挟んだ譲受人所有の田から水が流れ込む地形となっており、必ずしも水稻に適した土地ではないものと見受けられました。その旨を申請者に確認したところ、いちじくを植えるものとして計画を見直したいとの申し出があったため、計画書の差し替えをしております。

番号6、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町江場土字原、地目畑、〇〇〇㎡、外2筆、3筆合計〇〇〇㎡、申請地は長者小学校の東側に位置します。トマト、サツマイモ、ジャガイモ、ブロッコリー、なすの作付けをする計画です。権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号1から6につきまして、以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から4について、3番 藍野委員の補足説明をお願いいたします。
藍 野 委 員 はい、3番 藍野です。

1番、2番につきましては、何ら問題がないと思います。譲受人がやっていただかないと若山は全滅しちゃうので、これからどんどんやっていただけるとありがたいです。

3番と4番ですが、この田んぼは2つくっついているところで、現在も譲受人が作っていますので、何らこれも問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 番号5について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 はい、高浦です。

5番については、事務局の説明のとおり、利用目的の差し替えがあったようなのですが、それで利用するについては特に問題ないと思われま

以上です。

議 長 番号6について、4番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい、4番 松崎です。

申請土地については、長者小の東側ということで、住宅地に囲まれている環境ではあるのですが、農地として残して農地として使っていただけということで、あと、やはり住宅地に近いということで農作業等、隣接の住宅に与える影響について気を付けてくださいという説明をして、それも理解しているということでしたので、問題ないものと思われま

す。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町谷上荒久野谷の田、〇〇〇㎡で谷上隧道の東側に位置します。図面番号5です。

当初計画内容、太陽光発電施設、駐車場及び倉庫用地。当初許可年月日、令和2年7月3日許可。当初許可番号、千葉県夷農指令第164号の14。

変更理由、当初許可申請時にインバーター、蓄電池置場及び倉庫部分の埋立てに関する記載漏れがあったため。

変更後計画は太陽光発電施設、駐車場及び倉庫用地で埋立てを含む計画です。

申請土地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

譲受人は現在、申請地の東側にて住宅等の建築工事を行っておりますが、その発生土を申請土地の一部に入れてしまいました。

当時の申請書を確認したところ、埋立てに関する記載漏れになっていたため、埋立て工事の中止及び計画変更承認申請書を提出するよう事務局より指導を行いました。

埋立てについては、近隣及び古沢土地改良区からの承諾を得ております。

なお、埋立ての面積は〇〇〇㎡であり、500㎡未満であることから小規模埋立て条例には該当しません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、2番 関委員の補足説明をお願いいたします。

関委員 はい、2番 関でございます。

ただいま、事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思われま

ご審議よろしく申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございせんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は、大野中畑の田〇〇〇㎡で中川橋の南側に位置します。図面番号6です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できません

が、転用目的が農業用施設であるため例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、離乳舎〇〇〇㎡です。

借主は貸主の経営する養豚業の法人です。今回事業拡大に伴い、前回総会でご審議いただき許可相当議決を得た分娩舎に加え、最大2,400頭の子豚を飼育できる離乳舎を新設するものです。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透とし、オーバーフロー分は側溝へ排出します。汚水及び雑排水は既存の浄化槽へ接続します。

権利の内容は、賃借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、境界査定につき、協議中となっております。

番号2、本件土地は深堀大新田道向の田〇〇〇㎡で、サンライズガーデンの西側に位置します。図面番号7です。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域内であるため、第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住〇〇〇です。

譲受人は千葉市において不動産業等を営んでいる法人ですが、社員の福利厚生のため海水浴場近くの別荘として使用するための住宅を建築します。

用水は市営水道。排水について雨水は浸透枳へオーバーフロー分は市道側溝へ、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じて市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和2年9月28日付けで市建設課に道路占用許可申請がなされております。

番号3、本件土地は長志日影の田〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡で千光寺の東側に位置します。図面番号8です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的のために農地を一時的に利用することが必要と認められ、

市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は営農型太陽光発電設備で、太陽光パネル288枚を設置するものです。

権利の内容は、賃貸借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇で、借入金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。パネルの下部でブルーベリーの栽培を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、前事業者に平成29年2月7日付けで事業認定がなされております。

番号4、本件土地は下布施畑井田の田〇〇〇㎡で、新橋の北側に位置します。図面番号9です。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、周辺地域居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、事務所〇〇〇㎡及び駐車場〇〇〇台です。

譲受人は今般会社を設立しましたが、自宅近くの申請地を取得し、事務所及び駐車場を建築する計画です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

全体の所要資金は200万円で自己資金にて行います。

番号5、本件土地は岬町椎木東根方の畑〇〇〇㎡で、太東駅の北側に位置します。図面番号10です。

申請地は、太東駅から500m以内の農地であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル300枚を設置するものです。

権利の内容は、贈与による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、借入金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、前事業者に平成30年3月8日付けで事業認定がなされております。

番号6、本件土地は岬町中原目星戸の田〇〇〇㎡で、太東漁港入口交差点の東側に位置します。図面番号11です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は駐車場10台です。

譲受人は現在会社勤めをしており、近い将来父親経営の民宿を承継する予定となっておりますが、既存の駐車場では不足しているため、申請地を取得し、駐車場の拡大を図ります。

なお、申請地は数十年前に埋め立てられていたとのことでした。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金及び借入金で行います。

番号7、本件土地は岬町江場土興和の畑〇〇〇㎡で、旧ゴルフ練習場の北側に位置します。図面番号12です。

申請地は、番号6と同様の要件であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は、建売分譲住宅4棟〇〇〇㎡及び進入路〇〇〇㎡です。

譲受人は、市内で不動産業等を営んでいる法人であり、国道に近く、利便性があると考え、建売分譲住宅の建築を計画しました。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後に申請地内設置予定の側溝を通じて市道側溝に放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、宅地開発の事前協議について、市建設課に協議予定です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1について、12番 鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい、12番 鈴木です。

この土地は現在、養豚をやっている貸主の農業用施設でございますので、何ら問題ないと思います。

議長 番号2について、3番 藍野委員の補足説明をお願いいたします。

藍野委員 3番 藍野です。

この土地は周りが宅地化されているので、何ら問題ないと思います。
ご審議、よろしくお願いいたします。

議長 番号3について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい、高浦です。

この土地はすでにもう太陽光が設置されていて、更新の許可申請ですの
で何ら問題はないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長 番号4について、11番 鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい、11番 鈴木です。

この土地は事務局説明のとおりでありまして、隣接者等の承諾も得てお
りますので何ら問題はないと思います。

よろしく審議のほどお願いします。

議長 番号5及び6について、9番 久我委員の補足説明をお願いいたします。

久我委員 9番 久我です。

5番、6番とも事務局説明のとおりで問題ないと思われま

す。よろしくお願いいたします。

議長 番号7について、4番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 4番 松崎です。

事務局説明のとおりで、申請土地の隣の土地についても、すでに埋め立

てされて住宅が建っている状態ですので、特に問題ないと思われま

よろしく願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませ
んか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号令和2年度第7次農用地利用集積計画（案）に
ついてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和2年度第7次農用地利用集積計画（案）につきまして、
ご説明いたします。

いすみ市長より、令和2年9月25日付けで農用地利用集積計画決定依
頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決
定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権19件、貸付者19名、借受者8名、

田、86,852㎡、畑、1,478㎡、でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者1名、借受面積、畑、1,478㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

さて、今回は9月30日までに回答済の7件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和2年第10回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、11月の総会ですが、11月9日、月曜日、午後3時からいすみ市役所大原庁舎3階大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、10月21日（水）から23日（金）までの3日間となります。現地確認は10月26日（月）及び27日（火）を予定しておりますので、スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日9月分をお持ちの方は提出をお願いします。

最後に、例年この時期に開催され、昨年度は台風の影響で急遽中止となりました「長生・夷隅ブロック農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」についてですが、今年度においても新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年に引き続き中止となりましたので報告いたします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

(閉会 午後3時27分)

議事録署名人

議長

6 番委員

9 番委員